

令和8・9年度 糸満市手話奉仕員養成講座(入門編・基礎編)実施要項

1. 目的

聴覚障害や、聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うのに必要な、手話語彙及び手話表現技術を習得する。

2. 主催

糸満市

3. 期間及び定員 令和8年度～令和9年度

【入門編】(令和8年度)

①初心者講座(全5回): 令和8年5月13日～令和8年6月10日 毎週水曜日 (定員25名程度)

②本講座入門編(全35回): 令和8年6月24日～令和9年3月10日 毎週水曜日 (定員15名程度)

【基礎編】(令和9年度)

○基礎編(全40回): 令和9年4月～令和10年2月(予定) 毎週水曜日 (入門編修了者)

※但し、暴風警報などにより休講となる場合は、上記日程より延長される場合があります。

4. 講座内容

手話奉仕員及び手話通訳者養成カリキュラム等について(令和5年6月26日付け障企自発0626第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知)定める内の入門課程及び基礎課程によるものとする。また、講師は一般社団法人沖縄県聴覚障害者協会及び沖縄県手話通訳問題研究会の登録者とする。

5. 会場

糸満市役所内会議室

6. 対象者

i. 手話学習経験のない方または手話を学習して1年未満の方。

但し、「②入門編」以降は18歳から概ね45歳以下とし、基礎編まで2年間の講座受講が可能な方。

ii. インターネットに接続してスマートフォン・パソコンなどで動画視聴できる方。

iii. 講座修了後、手話奉仕員として市に登録し、学習会参加に意欲のある方。

※申込が多い場合は、上記に加え、下記の方を優先する場合がある。

・講座修了後、沖縄県が主催する手話通訳者養成講座を受講する意欲のある方。

・聴覚障害者の良き理解者として市内の手話サークルなどに積極的に参加協力できる方。

7. 修了証

入門編、基礎編いずれも講義100%・実技80%以上を受講した方にそれぞれ修了証を交付する。

※やむを得ず講義を欠席する場合、沖縄県聴覚障害者協会と協議の上、指定した市町村が開催する講義を受講することで、要件を満たすものとする(ただし、状況によっては受けられない場合がある)。

8. 受講料

無料とする。但し、入門編(第6回)以降のテキスト代、インターネット学習代などは実費とする。

※購入のタイミングは追って連絡します。

○実技テキスト(入門編・基礎編)代 3,300円

○講義テキスト(入門編・基礎編)代 990円

○インターネット学習代(年間) 1,760円 計 6,050円

※自主学習では、インターネット環境が必須のため、各々で環境準備をすること。

9. その他

・台風時、暴風警報が発令された場合には休講(延期)とします。強風時等は、都度判断し連絡します。

・遅刻や早退、途中離席は欠席扱いとする場合があります。

・受講中以外の事故及び怪我等の保険加入はないため、必要があれば各々でご加入ください。

・修了要件に満たなくなつた場合、その後の講座受講はご遠慮いただくことになります。

・保育の準備はありません。お子様連れでの受講はご遠慮下さい。

10. 問い合わせ 糸満市役所 障害福祉課 手帳・医療・給付係

TEL:098-840-8103

メール:syuwa-i@city.itoman.lg.jp